



# 鳥取県公報

令和2年7月17日（金）  
第9218号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（423）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（2件）（424・425）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定の解除予定（426）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（427）（中部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・ 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（428）（〃）・・・・・・・・・・ 3

# 告 示

## 鳥取県告示第423号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
おおの小児科内科医院	米子市西福原三丁目10-34	令和2年5月31日

## 鳥取県告示第424号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東伯郡琴浦町大字八橋字大谷上ミ坂3474の12
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第425号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東伯郡三朝町大字加谷字小保木710の2、716の1、716の2、717
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第426号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
 東伯郡三朝町大字三徳字大谷頭1421の3、1421の4、1421の5、1421の6、1421の7、1421の8
- 2 保安林として指定された目的  
 なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
 指定理由の消滅

**鳥取県告示第427号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年7月17日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人清生会	訪問看護ステーションあげい	倉吉市伊木265-1	令和2年6月29日	令和2年8月1日	訪問看護
有限会社アイ・メディコ	アイ調剤薬局北条店	東伯郡北栄町国坂720-3	〃	令和2年7月31日	居宅療養管理指導

**鳥取県告示第428号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和2年7月17日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人清生会	訪問看護ステーションあげい	倉吉市伊木265-1	令和2年6月29日	令和2年8月1日	介護予防訪問看護
有限会社アイ・メディコ	アイ調剤薬局北条店	東伯郡北栄町国坂720-3	〃	令和2年7月31日	介護予防居宅療養管理指導